

## 令和5年第7回北上市教育委員会定例会

1 日 時 令和5年3月28日(火) 午前10時

2 場 所 市役所本庁舎 5階第1会議室

3 議事日程 別紙

4 会議に出席した委員

平野 憲

照井 渉

佐藤 和美

照井 睦子

5 説明のため出席した職員

(1) 教育部

教育部長 八重樫 義正

総務課長 高橋 博信

学校教育課長 平賀 英和

文化財課長 佐藤 康浩

学校給食センター所長 菊池 恵理子

中央図書館長 児玉 康宏

博物館長 渋谷 洋祐

鬼の館館長 小田島 孝

(2) まちづくり部

まちづくり部長 小原 学

生涯学習文化課長 小笠原 奈穂子

スポーツ推進課長 小田嶋 和広

(3) 健康こども部

健康こども部長 高橋 昌弘

子育て支援課長 久保田 達夫

## 6 議事の概要

教育長の事務報告後、議事が行なわれ、付議された次の議案3件、協議1件が原案のとおり可決、承認された。

議案第10号 北上市教育委員会押印及び署名規定の廃止に伴う関係規則の整備規則について

議案第11号 北上市教育委員会教育部職員等の勤務時間規則及び北上市立学校職員の勤務時間等規則の一部を改正する規則について

議案第12号 北上市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令について

協議第4号 北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則について

以下、会議の概要は次のとおり。

(開会 午前10時)

教育長

それでは、ただいまから令和5年第7回北上市教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席者は4人であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしております。

日程第1 会期の決定を行います。

今定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2 報告「1 教育長事務報告」に入ります。

資料は、定例会日程の次にあります、教育長事務報告をご覧ください。

(別紙教育長事務報告により説明)

ただいまの報告について、ご質問がございましたらば、お願いします。

教育長

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、日程第3 議事に入ります。

議案第10号「北上市教育委員会押印及び署名規定の廃止に伴う関係規則の整備規則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただいま上程になりました議案第10号北上市教育委員会押印及び署名規定の廃止に伴う関係規則の整備規則について、提案の理

由を申し上げます。

行政手続における市民の負担軽減及び利便性の向上を図るため、北上市立幼稚園規則等の様式に規定されている押印または署名の規定を廃止しようとするものであります。

なお、施行日は、公布の日からとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第10号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

これまで市全体の取り組みとして、行政手続における市民の負担軽減及び利便性の向上を図るため、署名押印の手続きを無くして参りましたが、様式上、押印の規定が残っていたことから、該当する項目を無くすものとなります。

照井渉委員

今回の規則では、様式上の押印のみを無くすものと捉えてよろしいでしょうか。

総務課長

お見込みのとおりであり、加えて、制度自体では、署名についても無くしているものとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第10号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第11号「北上市教育委員会教育部職員等の勤務時間規則及び北上市立学校職員の勤務時間等規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長

総務課長

ただいま上程になりました議案第11号北上市教育委員会教育部職員等の勤務時間規則及び北上市立学校職員の勤務時間等規則の一部を改正する規則について、提案の理由を申し上げます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める等、関係する教育委員会規則について文言の整理をしようとするものであります。

なお、施行日は、令和5年4月1日からとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第11号について、御質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

定年延長について補足しますと、令和5年4月から段階的に、定年を60歳から65歳まで2年に1歳ずつ引上げ、令和14年度に完了となるものとなります。

これまで60歳で定年を迎えた後、短時間再任用職として勤務することができましたが、段階的導入期間中にこの再任用制度と同様の制度を継続するため、名称を変更するものとなります。

来年度以降の退職者については、引き続き雇用継続、再任用（一旦、退職の上）、退職の3つから希望して選択することとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第11号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第12号「北上市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

ただいま上程になりました議案第12号北上市教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令について、提案の理由を申し上げます。

博物館和賀分館への専任研究員の設置に伴い、北上市教育委員会代決専決規程を一部改正しようとするものであります。

なお、施行日は、令和5年4月1日からとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました議案第12号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

総務課長

和賀分館への専任研究員の配置に伴い、改めて、専決代決規程を見直したものとなります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、議案第12号は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、協議第4号「北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

議案の朗読を省略して直ちに提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長

ただいま上程になりました協議第4号北上市児童生徒就学援助費支給規則の一部を改正する規則について、協議理由を申し上げます。

就学援助準要保護審査における生活保護基準額算定方法の適用期間を、令和6年3月31日まで1年間延長しようとするものであります。

この改正の施行日は公布の日とし、令和5年4月1日から適用するものであります。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいま提案されました協議第4号について、ご質問等がありましたらお願いします。

補足の説明はありますか。

学校教育課長

平成30年4月に生活保護基準額が見直され、見直しに伴い減額が発生しないように措置しており、これまでの基準と新たな基準のどちらか、より高い基準に基づき算定しております。

この見直しは、5年ごとに行われており、令和5年度中に基準額を見直すこととしておりましたが、国や県から見直された基準

額が通知されていないことから、現在、見直せない状況となっております。見直しまでの間、現在の認定基準を継続するため、規則を改正し、現在の基準額を1年間延長しようとするものであります。

教育長

改めて、質問等ございますか。

(教育委員より、「無し」との発言あり)

それでは、協議第4号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(教育委員より、「異議無し」との発言あり)

ご異議なしと認めます。よって、協議第4号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

(閉会 午前10時20分)